

別紙 7 京都市市営住宅条例（第 2 章 整備の基準）適合チェックリスト

項目		整備基準	説明資料（参考）	確認	備考	
敷地	敷地の安全等	第 2 条の 1 1 第 1 項	軟弱地盤や崖崩れ等のおそれがある場合に、地盤改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置を講じている。	建築確認済証(写) 開発許可通知書(写)	<input type="checkbox"/>	
		第 2 条の 1 1 第 2 項	雨水を有効に排出又は処理するために必要な施設を設けている。	雨水処理に関する説明書	<input type="checkbox"/>	
			汚水を有効に排出又は処理するために必要な施設を設けている。	建築確認済証(写) 汚水処理に関する説明書	<input type="checkbox"/>	
市営住宅	配置	第 2 条の 1 2	日照、通風等、良好な居住環境の確保を考慮した配置になっている。	建築確認済証(写) 消防法に基づく同意(写) 住棟・その他の施設計画に関する説明書	<input type="checkbox"/>	
			周辺地域の良好な居住環境の確保を考慮した配置になっている。		<input type="checkbox"/>	
			災害の防止を考慮した配置になっている。		<input type="checkbox"/>	
			騒音その他の居住環境の阻害の防止を考慮した配置になっている。		<input type="checkbox"/>	
	第 2 条の 1 3 第 1 項	防火、避難のために必要な措置を講じている。	建築確認済証(写) 消防法に基づく同意(写)	<input type="checkbox"/>		
		防犯のために必要な措置を講じている。	防犯対策に関する説明書	<input type="checkbox"/>		
	第 2 条の 1 3 第 2 項	住宅に係るエネルギーの使用の合理化を図るために必要な措置*を講じている。 ※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準	BELS評価書(写)	<input type="checkbox"/>		
	住宅	第 2 条の 1 3 第 3 項	住宅の床及び外壁の開口部には、遮音上有効な措置**を講じている。 ※評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) イの等級 2 の基準又は評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) ロ① c の基準（RC 造又はSRC 造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) ロ① d の基準）及び評価方法基準第 5 の 8 の 8-4 (3) の等級 2 の基準		<input type="checkbox"/>	
		第 2 条の 1 3 第 4 項	構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、劣化の軽減を図るために必要な措置*を講じている。 ※評価方法基準第 5 の 3 の 3-1 (3) の等級 3 の基準	設計住宅性能評価書(写)	<input type="checkbox"/>	
		第 2 条の 1 3 第 5 項	給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うために必要な措置*を講じている。 ※評価方法基準第 5 の 4 の 4-1 (3) 及び 4-2 (3) の等級 2 の基準		<input type="checkbox"/>	

項目		整備基準	説明資料（参考）	確認	備考	
	住戸	第2条の14第1項	一戸の専用床面積の合計が25㎡以上となっている。	住戸の設計仕様に関する説明書		
		第2条の14第2項	台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けている。			
		第2条の14第3項	居室における化学物質の発散による衛生上の支障を防止するために必要な措置*を講じている。 ※居室の内装の仕上げに特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第5の6の6-1(3)の等級3の基準			設計住宅性能評価書(写)
市営住宅	住戸内の各部	第2条の15	住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を図るために必要な措置その他の入居者が日常生活を支障なく営むために必要な措置*を講じている。 ※評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準	設計住宅性能評価書(写)		
		第2条の16	通行の用に供する共用部分には、入居者の移動の利便性及び安全性の確保を図るために必要な措置*を講じている。 ※評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準			
	付帯施設	第2条の17	住戸数その他の状況に応じて、必要な自転車置場、物置、ごみ置場その他の施設を設けている。	住棟・その他の施設計画に関する説明書		
付属施設	集会所	第2条の19	住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者等の利便を確保した位置及び規模となっている。	住棟・その他の施設計画に関する説明書 建築確認済証(写)	(整備面積㎡)	
	広場及び緑地	第2条の20	良好な居住環境の維持増進に資するように考慮した位置及び規模となっている。			
	通路	第2条の21第1項	敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全に支障がないような規模及び構造とし、かつ、合理的に配置している。			
		第2条の21第2項	通路における階段は、入居者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けている。			
費用の縮減	第2条の5	建設及び維持管理に関する費用の縮減に配慮している。	費用縮減に関する説明書			

※ 評価方法基準とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項に規定する評価方法基準（令和6年7月5日国土交通省告示第1000号）をいう。